

# 農林業系副産物等処理実証事業における焼却期間等について

平成27年3月31日 環境省指定廃棄物対策担当参事官室

## 1. 焼却対象物

- 運転中も引き続き、焼却対象物の保管量及び放射性セシウム濃度の精査を行い、現在、以下のとおり把握しています。

焼却対象物の種類	放射性セシウム濃度別重量(t)		合計(t)
	指定廃棄物	8,000 Bq/kg以下	
稲わら	3	8	11
牛ふん堆肥	0	14	14
牧草	0	63	63
堆肥原料落葉	14	28	42
除染廃棄物	0	281	281
合計	17	394	411

- 稲わらの焼却は終了しており、上記数量は実績値です。その他の焼却対象物は、現時点の見込み値であり、焼却時の実測結果、重量が増減する可能性があります。

## 2. 焼却施設の稼働時間

- 稼働時間は、原則として平日（月から金）の8:30～17:00としています。
- なお、これまでの稼働期間において、機器点検の効率化等により、焼却物の投入は、9:15～16:00としています。

## 3. 焼却期間

- 焼却期間は、昨年3月の本格運転再開時から16ヶ月（焼却終了時期は平成27年7月末）と見込んでいます。
- これは、
- ・ 1. のとおり、焼却対象量が、昨年3月の本格運転再開時の見込み値450tから411tに減少すると見込まれること
  - ・ 2. のとおり、機器点検の効率化等によって、1日当たりの処理量が、昨年3月の本格運転再開時の見込み値1.2t/日から1.4t/日に増加していること
- によるものです。